

第 2 回  
旧町時代における  
未処理金調査特別委員会

平成 3 0 年 4 月 1 6 日

葛 城 市 議 会



開 会 午前9時30分

**下村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

連日といいますか、きのうは日曜日でございましたけれども、さまざまな事業というか、私も地元でいろいろ催し物がございまして、皆さん方も大変お忙しい中、きょうは委員会ということで、終了後にまた協議会を開催いたしますので、皆さん方のご意見を拝聴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、委員外議員として、川村議員、松林議員、2名の議員が出席されております。よろしくお願い申し上げます。

また、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）未処理金の現状についてを議題といたします。

前回、3月20日に開催いたしました委員会におきまして、今後の委員会の調査方法等について委員各位のご意見をお伺いし、さまざまなご意見をいただいたところでございます。それらのご意見を踏まえ、先日4月3日に協議会を開催し、ご協議いただいた結果、新聞報道等で皆様も既にご存じであろうかと思いますが、未処理金については、この問題が発覚し、その後、現在は市の歳計外現金として預けられているということでございますので、本日はまず理事者側より提出いただいた資料をもとに、未処理金の現状についてご確認をいただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。まず、元新庄町長、元葛城市長であります吉川義彦氏から、平成30年1月30日付で阿古市長に対して提出をされた申入書でございます。未処理金について早急に葛城市に返還したいといった内容の申し入れとなっております。

次に、その申し出に対し、阿古市長が吉川氏宛てに平成30年2月5日付で通知をされた文書、申し出に基づく金員の一時預かりについてという通知文がございます。申し出があった件については、その経緯が判明するまでの間、資金保全のため、当市で一時預かりさせていただきますという内容が書かれております。

最後の資料については収入伝票ということで、一時預かり金として1億8,185万1,728円を平成30年2月5日に収入したとなっております。

今回の市当局より提出のあったこれらの資料によって、未処理金の現状を踏まえた上で、今後の委員会におきまして、過去の発生経緯や管理実態を究明してまいりたいと思っております。本日は現在の状況確認ということで、協議案件（1）未処理金の現状については、この程度に留めておきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

西川委員。

**西川委員** 今、これ、初めて私らの手元に出てきたんやけど、私がこのことについて皆さんに、こう

いうお金があると言ったのは去年の12月の本会議終了前やったけど、そのときは、こういう未処理金という言い方をしてるけれども、こういうお金があるかないか、それを調べるために委員会を立ち上げるか立ち上げへんかというふうな議論を、いろいろな委員の意見があった中で、それで、これ、この前後関係を委員長にお尋ねしたいですけども、収入伝票が今年の2月5日になってるんですけども、そのときの議論というのは、この未処理金自体が公金、公の金であるのか、どういうふうなお金なのかということも議論している最中で、これは私的な金なのかもわからへんし、どういうお金かわからへんという性格のものやっただと、そういう認識やったと思いますけども、そして、特別委員会を立ち上げるというふうな話が出てるときに、歳計外といえども、このお金が葛城市に、誰のお金かわからんお金を、元新庄町長、元葛城市長の吉川さんが、こういう文書をもって葛城市に預かれということは、私たちが、これから特別委員会でいろいろと協議をして、このお金の経緯も含め、性格も含め、どういうお金なのかということも含めて協議して位置づけをしていかんなんときに、既にこういう申し入れで、公の金やったのを私らが管理してたさかいに、現市長、阿古市長、これを管理してくれということは、どういうふうに私たちは理解したらええのか。委員長、副委員長、このお金がこういうふうな形で葛城市に入ってきたという経緯を事前にちゃんと、こういうことで葛城市で保管しますというふうなことを、委員長、ちゃんと相談を受けた結果、はっきりと調査特別委員会が立ち上がるのはわかってるんですよ。その時点でこういう処理をするということを相談受けはったんですか、委員長。

**下村委員長** 今の西川委員の質問といたしますか、話の内容で、結論から言いますと、我々は事前には何も市長からはお話はいただいておりません。

西井副委員長。

**西井副委員長** おっしゃるとおり、我々も市の歳計外に入ってるというのは、新聞報道また記者報道でお伺いしたと。臨時会を開催した2月19日の後、2、3日後ぐらいかな、正副委員長で、どういうつもりで預かったのかということで若干抗議的に市長に申し上げに行ったが、保全のために預かったと。その席上で、何やったら百条委員会に呼んでくれはったらよろしいと、一方的な言い分の中で話し合いにならないような状況で、それやったらそれとして受け取っておきますというふうな形で帰らせてもらったという記憶でございます。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** はっきり言って、これ、誰のお金か、どういうお金かわからんものを、特別委員会が立ち上がってるのに、委員長にも、例えば議長、副議長にも、こういう問題が発生してくるというのがわかって、何の議会に対する報告も処理の仕方もせずに、勝手に市のお金として歳計外に入れてる。これは、今後ちゃんと取り上げていきますので、委員長、副委員長、このことについては大きな問題ですので、これについては経緯をはっきりとさせていきたいというふうに思います。

それと、1億8,185円1,728円、この金額自身が正しいかどうかわかりませんが、どこからどういうふうに振り込まれたか。この歳入伝票だけではなしに、どこの金融機関から誰の名義でどういうふうに、これは吉川市長がここへ振り込んだということやけれども、ど

ここにあった金がこういうふうにごこへ入ってきたのか。忍海農協の誰の名義やったのか。これ、はっきりしませんよ。ここに書いてあるのは、忍海支店の新村区長を岡本吉司議員が、新村区長の名義でやった。新村区長が振り込んできたんですか、これ。その経緯がわからん。どういう預金でどういう形であったのかということをごまずはっきりと請求してください。これ、出てませんよ。

**下村委員長** きょうすぐに行けるとはわかりませんが、金融機関の方へ委員長と副委員長、また議長も同席いたしまして、忍海農協ということでございますので、今までのお金の動きとございますか、そういう資料を請求しようということは考えておりますというか、実施いたしたいと考えておりますので、そのところはご理解をいただきたいと思ひます。

西川委員。

**西川委員** よろしいか。ここに書いてあるのが、新村区長の名義でと書いてあるんです。新村区長の名義のものを吉川元市長、元町長が勝手に振り込めるんですか、これ。そのところをちゃんとしてくださいと言ってる。

**下村委員長** 確かに私たちも、前の総務建設常任委員会の協議会でしたか、通帳を見せてもらったら、その名義は新村区長となっております。今の申入書にも、今、西川委員が言われたように、新村区長となっております。これも含めて金融機関の方で、一体どうなっているかということも確認いたしたいと思ひますので、ご理解のほどをお願いいたしたいと思ひます。

ほかにございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 今、西川委員がご発言なされたことに関連して、少し意見を述べておきたいと思ひます。

1つは、この預り金の保全の問題です。これをどうするのかということについて、当初、この委員会ではどういうふうな形で調査していくか、いろいろ意見がなされたときに、やはりこのお金が公に、世間に知れ渡るところになりました。いろんなチラシでも書かれて、特定の議員が持っている。そうすると、その議員がやっぱり不安を感じられたわけです。このお金について何とかしてほしい。それはそうだと思います。非常に大きなお金が個人宅にあってということになりますから、その保全について私は少し意見を述べさせていただきましたけれども、議会としてどういう形でそれを保全しておくのかということが明確にならないまま来た中で、預かってた議員が何らかの手だてで、市の方に結局預けてくれということになったんだろうと思ひます。今、西川委員がおっしゃったように、その経過についてはきちっと確認していかなければいけないことだと思いますけれども、これは市の方が管理という言葉が使われましたけれども、阿古市長の文面には一時預かりということになっておりますから、あくまで管理ではなくて、こういう言葉1つですけれども、市長も百条でももしあれだったら出て話すというふうにおっしゃってるわけですから、この点についてはきちっと、このお金が保全されているということについては確認した上で、このお金についてこのままでいいのかどうか、議会として判断しておく必要があると思ひます。もちろん、事の経過がいろいろ疑義があつて、西川委員のご質問もありました。どういう形でこうなったのかということについては、きちっと把握する必要があると思ひますけれども、今既に預けられている

このお金が、それでいいのかどうか。つまり、議会でこれを西川委員が問題提起されたわけですから、議会としてこのお金の保全についてどう考えるのかということが、この間ずっと僕は曖昧だったと思うので、これについて少し判断を議会としてしておく必要があるのではないかと思いますので、私としては、預かりということが一番確実な方法で、これがどうかということはありませんけれども、このお金がこれ以上動かないということであれば、これはこれとしていいのかなと思っております。ただ、先ほど西川委員がおっしゃったように、これが全部なのかとか、実際この金融機関に当たってお金の動きをつかもうというのは、前回の委員会でも宿題になってることですから、発生の経緯から、どういう形で金融機関にこのお金があって出し入れされたのか。今回どういう形で動いたのか。これは引き続き金融機関を通じて調べたりすることを委員会としてやっていかなければいけないと思いますけれども、こういうお金が今、市に保全されていることについての議会の判断をどこかできちっとしておく必要があると思いますので、お考えいただけたらと思います。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** 谷原委員おっしゃるのはもっともやねんけれども、僕が言ってるのは、この預かり方もおかしいと思うし、それよりも、委員会が立ち上がるのに、このことについてこれから議論をせないかんとときに、委員長にも副委員長にも、議長にも副議長にも何の相談もなしに、こういうことをやる。議会に何の話もなくやるということが1つ問題だということ。議会軽視も甚だしいということを言ってるわけです。問題は1つではないんです、これ、市長が預かったということ。それも委員長、副委員長にも何もなしに、議会軽視も甚だしいということが1つあるということです。今までのことも含めてですよ、いろいろ。

**下村委員長** ほかにご意見ございませんか。

私も西川委員の言われるのはもっともだと思うんです。私の口から言うのは何ですけれども、全然知らなかったというのか、知らせてもらえなかったというのは、非常に委員長、また副委員長も話してましたけれども、残念に思うというか、今後はこういうことのないようにしてほしいと。これはやっぱり議会軽視につながっていくと思いますので、皆さん方のどういうお考えか、この件に対しては意見をお聞きしたいと思うんですけれども。

西井副委員長。

**西井副委員長** 委員長と副委員長で、結局この金額を預かったというのは全然相談も受けてないと。ただ、議長、副議長も相談を受けておられなかったのかどうかは確認してませんので、議長、その辺、相談があったかどうか。一番やはり議会をあずかる議長として、相談があったとしたらあったでの答え方、また、なかったとしたらなかったとして、議会を代表してきちっと抗議してもらわないと、こういう大きな問題、今こういうことになってきてやかましく言うよりも、我々自身も報道から聞いて、とんでもない行動をされてるのではないかと、軽率などという意味合いで抗議に行かせてもらったわけです。それも2月20日過ぎ、5日に入金が入って15日以上も経ってから、我々の方から言いに行かなければ、黙っておくというこの行為自身も余りにも議会軽視やということで、正副委員長ともども憤慨してたわけですので、議長、その辺、相談があったかなかったか。また、なかったとしたら、余りにも議長も

黙っておくのではなく、きちっとした抗議をしてもらわんなんの違うかなと私は思います。

**下村委員長** 吉村議長。

**吉村議長** 議会の方、正副議長にも連絡はありませんでした。ただ、歳計外といえ管理、管理というのは先ほどおっしゃったみたいに預かりということだけですけれども、市長の方にも申し入れはしたいというふうに思ってますけれども。

以上です。

**下村委員長** 議長にも連絡というか、なかったということですね。

ほかに何かご意見ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、物事の真相を解明するためには、いろいろなところと協力しながらやっていくことが大事だと思ってるんです。残念ながら、議会と市長との間で、あるいは元副市長及び預かってた議員との関係が、本当に一緒になって解明していこうかということに議会がなってるのかどうかです。最初から百条を立ち上げるときに、政争の道具にしてはあかんということに議員必携にも書いてありますから、ともすれば、そうなる真相究明ということに至らないと。私は、議会が信頼されて初めて真相究明も行政の側から受けることもできるというところがあると思うので、お金の保全の問題については、私は本当に、先ほど述べましたけれども、議会として真摯に対応できたのかなと思っております。そこがないまま、非常に当事者が困って右往左往ということになったのであれば、一方的に議会がその方たちを責めていいのかという、私は正直、議会として責任ある立場をとって真相究明するのであれば、もっとそういうところはみずからも真摯に考えていかなければいけないのではないかと思います。だから、この問題で、確かに経過についてきちっと説明を求めるということは当然でありますけれども、それをもってそこが一番の問題だということにならないようにしていただきたい。議会は議会として保全ということについて、やっぱりみずから振り返る中で、どうなのかということがないまま、一方的に当事者が非常にお金の持って行き場に困ってやられたことについてだけ取り上げ、そこは問題がありますよ、ありますけれども、そこは冷静に、お互いの信頼関係が構築できる形で真相を解明していくという立場でやっていかなければいけないのではないかと思いますので、その点についてはご意見しておきます。

**下村委員長** 西井副委員長。

**西井副委員長** この話が出てきて困って、どないしようかなという右往左往、実際10年から前にこのお金を預かっておいて、一切我々は知らなかった。これは事実ですやん。表に出てから右往左往というか、表に出なかつたら右往左往しなかつたのかというふうに解釈できる発言ではないかなと。それと、信頼関係というのは、預かりましたよとか、こういうことについて議会にちゃんと報告してもらって初めて信頼関係が生まれるけど、我々としては、無視された中で信頼関係をこちらから持っていけるかどうか。やはり、こういうことでお願いされてるけど、どうでしょうかとかいう相談がきちっとあったら。先ほど谷原委員もおっしゃったように、百条委員会を我々は政争の具ではなく、実際にこのようなことをどういう状況で起こったか。また、そのお金が公金であれば市のために使うべきであろうと。それを調べるとい

う純粋な気持ちでございます。政争の具にするような百条委員会を設置する側に立ったわけではございませんので、その辺、発言として留意してもらいたいと。実際はこの問題自身の、10年以上ほっておかれた。これは、やはりこれ自身が、最初のテープで聞かせてもらった状況から見たら、やはり市民に有効に使うべきお金ではないかなということを感じた中で、それをはっきりしたらいい。当然、市民のためにしなければならないということの中で、百条設置の方に我々は持っていったと思っておりますので、その辺、発言としては、私らの意見とは違うのではないかと思います。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** こういう委員会を立ち上げて、その途中でこういうお金の動きがあるというのも、私も若干不審な気持ちでございます。先ほどからお話ございましたように、基本的には保全というものでございますけれども、今や金融機関の大きな金庫の中で、その当時も含めて、適正に預金としてその当時から、当時というのは新村区長名義の段階でも管理をされておったということでございますので、別に岡本議員のお家の金庫に置いてあって、それが盗難に遭うとか、そんな心配は私はないのかなと。保全のためという、保全という理由が私にも理解をしかねております。

それから、先ほどちょっと私、気になったことでございますけれども、百条委員会、こういう調査特別委員会を立ち上げた。立ち上げた中での議論というのは、私情を挟むことというのはあってはならんことかなと。たとえ仲間、議員であっても、それは冷静な立場、判断で、このことについて1つずつ議論をすべきであろうと。協力的、非協力的というふうな、それは1つの気持ちとしては、協力しようという気持ちを促すということは、先ほどの谷原委員のおっしゃってることには理解する部分もございますけれども、立場上として、この百条委員会がそういう私情を挟んだ気持ちで議論をするというのはいかなものかなということが少し気になりましたので、私どもとしては冷静な、私情を挟まない百条委員会であるべきかなというふうに考えます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 誤解があるようなので解いておきたいんですけれども、私は、預かりの経過も含めて、きちっとこれはちゃんと明確にしなければならないというふうに申し上げていますので、この点について議会に対しても説明がなかったとか、そういう経過についてもきちっと押さえた上で、判断していくというのは当然のことだと思ってるんです。ただ、私が言うのは、お金の保全の問題につきまして、今、増田委員がおっしゃいましたけれども、金庫にお金を預かってるからといって、その出し入れについてはどうなるかわからんというのが百条を早く立ち上げなければいけないという議論の中で出ておったんです。つまり、このお金はずっと隠されたお金でどういう性格かもわからん。これ使われるの違うかと、そのままなくなるの違うかというふうな議論もあつたんです。あつたから、その保全について議会としてもちゃんとせなあかんの違いますかというふうな話がある中で、なかなか、12月に明らかになって以降、特別委員会を立ち上げるまでに協議会の中でいろいろ議論がありました。その中でそういう発言も飛び交う中でのことでしたので、それについてはどうだったのかなと、反省が要



るところあるんじゃないかなというのが私の考えなんです。ですから、これがちゃんと保全されて預けられたということについて、議会としてまずどう考えるのかということも、どこかで判断をちゃんとしておいていただきたいと、しておく必要があるのかなということなのであります。

ですから、これは確かにもう市の方に入りましたから、お金の出し入れがありましたら今後はしっかりわかるわけですから、そういう意味では確実に保全できたのかなというふうに私は思っておるんですけども、その上で、先ほどから出ている経過については、市長も、もしあれだったら出て説明するともおっしゃっているようですから、それについては百条の中で過去のお金の出し入れも含めて、今回のお金の出し入れも含めて、全て明らかにしていたらいいと思います。当初言ってるように、発生の経緯と、それから、管理がどうであったかということ調べるようになってるわけですから、今は管理の方ですね。実際に議会の中で立ち上げたときに動いたやないかというふうな発言がありましたけど、動いたことは私も遺憾だと思いますよ。先ほどおっしゃってるように、ちゃんと委員会が立ち上がって、こういうふうにしたということの説明が報道の方だけで先に出るとするのは、やっぱり不平常だと思いますし、それについて何らかの手当ては要ると思いますけれども、その点についてはそういうことにして、僕自身は、先ほど言ってますように、特別委員会の協議会の中でそういう非常に激しい議論があった中でのことですので、それを信頼関係という言葉で申し上げたわけでありまして。

以上です。

**下村委員長** この申入書をきょう初めて皆さん方のところに配付されておまして、私もそうなんですけれども、この申入書に関しては、協議案件をこれから、今ご意見いただきましたとおり、これはあくまでも現状こういう書類を出されたという我々に対しての報告だけでございますので、これに対して、内容についても協議する機会を持ちたいと思います。

それと、金融機関へ早急に、忍海農協へお金の流れといいますか、資料もいただきたいと思うんですけども、早急に一度議長とも相談いたしまして、何名で行くかわかりませんが、日程をはっきり決めて忍海農協へ行きたいと思いますので、金品の流れといいますか、それについてはその後にもまた皆さん方とご協議したいと思います。そこら辺でどうでしょうか。

ほかにご意見ございましたら。

西川委員。

**西川委員** このことではっきりと僕は委員長にお願いをしてる部分があるんです。1つは、委員会というのは、議会というのは何で成り立ってるねんといったら、こういう調査をやったりできるいろんな議員としての働きがきちっとできるような形にならないかん。せやから、行政をやっている側と、議会とははっきりと、やっぱり監査機関であるということ、二元代表制であるということ、議会も行政側の権利、権限に対しては、ちゃんと尊敬もし、その権限も認め、そのかわり行政側も議会の権限を認めるというこの形を、政争がどうのこうのというのではなしに、そのことを平気でやってしまうということに対しての議会軽視のことに関して、

1つは、これはあきませんよと。それはしっかりと議長も委員長も認識してもらわんとあきませんよというのは、このこととは関係ない部分やけれども、そのことがここで1つ大きな、こんなことを出してきたことに関して、大きな1つの問題があるということを言ってるから、議長も委員長もこれは正式に申し込んでください。このことだけと違いますよ、議会軽視をやってるのは、僕の思いでは。

それと、このお金はこれから性格づけるのであって、このまま読めば、公金ではないとか公金であるとか言ってたけど、このまま普通に理解すれば公金ですよんか、これ。それが本人は、公金でないとか何とか言ってるわけでしょう。そんなものを預かるんですか。公金ならそうですけどね。

それと、新村区長の名義ですよ。新村区長の名義のお金を、何で元町長、元市長、また元副市長であり現在議員である岡本議員が管理してたんですか。ここに書いてある。その新村区長のお金を何で吉川元町長、市長が、新村区長が管理してくれという形をとるなら僕わかりますよ。何で、これ、元市長が葛城市の市長に振り込めるんですか。そこらをちゃんと調べてくださいよと、経過を。

**下村委員長** これの書いてる内容については、きちっと調べていきたいと思います。全般的な、議会軽視といいますか、議長宛てにとか、委員長に後になって理事者からお知らせがあるということに対しては、議長も私も市長に対してきつくこれから、議会軽視やということもはっきりと言ってまいりたいと思います。

議長。

**吉村議長** こうした大きなお金の流れがあったというのは遺憾ですけれども、ただ、議会軽視かどうか理事者側に聞いてみないとわかりませんけれども、これは、預かったことも問題ですけれども、その科目がはっきりしたときに議会に報告するつもりだったのかもしれないとは思ってるんですけれども。ただ、動いたことは言っておきますけれども、聞いてみないとちょっとわからないなというふうに思ってます。

**下村委員長** ちょっと僕と考えが違うけれども。

西川委員。

**西川委員** 1回休憩してください。

**下村委員長** 暫時休憩します。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時19分

**下村委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議会軽視とか話あったんですけれども、ちょっと議長の方から。

吉村議長。

**吉村議長** 先ほどの件も含めまして、今後、市長また理事者側に対しましては、もっと議会に対して丁寧な対処、対応を求めるように申し入れたいというふうに思います。

**下村委員長** 丁寧ということは、時間を置かずに、日にちを置かずに、すぐに議会の方と相談といいますか、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**下村委員長** ほかにございませんか。

本日は現在の状況確認ということでございますので、協議案件（１）未処理金の現状については、この程度にとめておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**下村委員長** 本件については以上といたします。

次に、調査案件（２）証人喚問等についてを議題といたします。

４月３日の協議会で、関係者のうち、今後どなたを呼び、お話を伺うのかということについてご協議いただいております。その結果、まずは最初に、新庄町の元収入役である生野名興氏を証人として出頭願ってはどうかということでございましたので、このことについてお諮りいたします。

生野名興氏を証人として出頭願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、生野名興氏を証人として出頭願うことに決定いたしました。

次に、証人尋問の日時でございますが、４月２５日水曜日午前１０時から委員会を開催し、出頭を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、来る４月２５日水曜日午前１０時から委員会を開催し、出頭を求めることに決定いたしました。

次に、証人に証言を求める事項についての協議に移ります。証人に証言を求める事項については、証人出頭請求の記載事項の１つになっております。これまでの協議会で皆様からいただいたご意見を踏まえ、西井副委員長ともご相談し、５つの事項について証言をいただくことになるのではないかと考えております。

まず１つ目が、新庄町時代に未処理金が存在していたことの把握について。

２つ目が、合併時における未処理金の処理について。

３つ目が、未処理金の発生原因について。

４つ目が、合併後における未処理金の管理について。

５つ目が、その他本件に対する一切の事項についてということで、案とさせていただきます。このことについて何かご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** それでは、ただいまご決定いただいた内容で証人出頭の請求をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

調査案件（２）証人喚問等については以上といたします。

本日の会議は以上といたします。

谷原委員。

谷原委員 前回の協議会の中で証人喚問の件についてはいろいろ話をして、このとおりで私は結構なんですけれども、もう一つ、資料が必要だということで、これは杉本委員の方からもご発言があったと思います。金融機関に対して実際に旧新庄町以降の、以前でも構わないんですけども、このお金に関する金融機関でのお金の動きについて、やはり証言だけでは頼りないので、そうした事実に基づくところをちゃんとやっていこうということで、前回の協議会でお話があったと思うんですけども、その点についてはどのようになったのか、お伺いしたいんです。

下村委員長 特にお金に対しての資料ということで、先ほど私言ってきましたように、まず忍海農協の方へ行って、どういう資料をいただけるかわかりませんが、忍海農協のいただいた資料を添付したいと思いますので、ご配慮……。

(発言する者あり)

下村委員長 そしたら、今の5つの事項の中で金品の資料請求をして、その資料を添付するという形で皆さん、よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

下村委員長 恐らくいただけるとは思いますけれども、そういう通帳と通帳の経緯、金品の流れの資料を忍海農協の方へいただいてまいります。それを添付するというので。

谷原委員。

谷原委員 忍海農協というふうに限られてはいますが、できるのかどうかよくわからないんですけど、生野名興さんが来られたときに、収入役としてずっと引き継いだお金ということで、当初の生野名興さんの発言の中には、各課であったものをまとめて、最初は4つか何かの口座とかいうふうに聞いてましたね。それをまたまとめてとかいうふうなのがありましたけれども、だから、そういうところまで求めるのか。それとも、いや、それは証言があつてから次の段階なのかということもありますので、そこを、だからそこだけ、それも可能なのかどうかということ調べておいていただいて、前回そういうことも含めて、通帳とお金の出入れについて求めるというような話があったので、その経過がどうなってるかを私は聞きたかったんです。だから、今回、生野名興さんと呼ばれたときに出せとかいうことではなくて、そういうことも含めて金融機関に可能なのかどうか、そこら辺は調べておいていただけたらと思いますが。それか、発言があつてからでも別に構わないんですけど。

下村委員長 言われてることはよくわかりますし、何しろ14年か15年前のことなので、それが可能かどうかということも調べまして、可能であれば、当然、南都銀行とか郵便局とか言われてますけれども、可能であれば金融機関から出してもらいたいと思うんですけども、それは確定できないので、今後それを検討させていただきます。そういうことでよろしいでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 忍海農協へ行っていただくのはいいんですけど、この前言ったんですけど、あの通帳はもう見れないんですか。この前僕らが協議会で見たときの通帳は、もう見れないんですか。あれはもうあるんじゃないですか、今。

下村委員長 委員会として通帳及び、忍海農協へ出入金記録の提出の要求はします。

杉本委員 お願いします。

下村委員長 増田委員。

増田委員 先ほどから忍海農協という表現がありますけど、奈良県農協忍海支店ですね。訂正だけさせてもらっておきます。

私、先ほどから聞かせてもらって、私の認識では、次回の委員会の議案内容については、生野名興さんに来ていただいて、一番当初にテープで聞かせていただいた内容に準じた形で本人が来ていただいて、証言といえますか、を直接していただく機会を設けていただいたと、こういうふうに理解をいたしました。資料については、その次の段階なのかなと思って私は聞いてたんですけども、ずっと経緯、その都度その都度の金融機関の資料となりますと、時間的なものもあるので、また昼からの協議会等々でその内容についてご協議いただくということではいかがでしょうか。次のスケジュール的なものも聞かせていただいたら、イメージとしてわかるんです。

下村委員長 スケジュール的なことは委員長、副委員長と相談してまして、今、増田委員の言われるように、なるべく、いろんな事象がありますので、時間の余りかからないようにしていきたいと思うので、またお昼からの協議会をやりますので、その日程の進め方というのも相談させていただきたいと思います。

内野委員。

内野委員 今、委員長の方から、4月25日出頭ということで生野名興元収入役さんが来ていただけるということは、もう確認をとっていただいたということで、証人に来ていただけるということは、本当にさまざまな思いの中で来ていただけるということ、私は高く評価させていただきたいと思います。

以上です。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 懸念があるので、私は、実は通帳のことを申し上げたんですけども、これ、証人として生野さんは来られますよね。そのときにお金の流れとか、そういうことを当然聞くわけです。そのときに記憶違いということが十分あり得ますので、そこで発言されて、後で金融機関で調べて、事実と全く異なることを証言されたということが起きると違うかなという不安を感じてるんです。過去のことですから。だから、そこの扱いを慎重にしていただけたらなという思いがあるんです。だから、今回書類がないという状態で証言に立ってもらおうということになって、後から書類というふうなことになる、そこら辺の食い違いが出てきたときにどうするのかということが想定されて、できたら一番いいのは、生野さんの方から通帳とか、残ってるとは考えにくいですけども、何か確認しながらやっていただくか、そこはちょっと調べてからにしますというふうなことで、何らかの形でやっていかないと、先に証言というふうになって、後から金融機関のものが出てくるという形になるのかなと今の流れでは思うので、そこら辺のことは後の協議会でも話をしたりして、慎重にそこはして、せっかく証言していただくわけですから、そういう不都合が生じるということの可能性があるので、そこを考えておいていただけたらなと思います。

下村委員長 今後気をつけてそれも、後の協議会でまた話出してもらったらいと思いますけれども。  
ほかになれば、ここで委員外議員の方で発言があれば。  
川村議員。

(川村議員の発言あり)

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

またこの後、協議会ということなんですけれども、いよいよこれから本格的な内容に入ってくると思いますので、今後とも何かとお忙しい中がございますけれども、百条委員会の協議会等、何回も数回やっっていかなければならないと思いますので、よろしく願い申し上げます。

これをもって旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時34分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下 村 正 樹